

ひまわり 向日葵

第244号
平成28年4月号

公益社団法人
東村山法人会
会報誌



小湊鉄道と桜と菜の花

主な 内容

ちょっと知りたい税理士コラム……………	2-3	中小企業会計啓発普及セミナー報告……………	12
税務署だより……………	4-5	東村山ブロック新春研修会報告……………	13
平成28年度税制改正大綱……………	6-7	租税教室(出前授業等)報告……………	13
本部研修会のご案内／		法人会入会案内／新入会員紹介コーナー……………	14
各ブロック等税制研修会のご案内……………	8	人人……………	15
立川都税事務所からお知らせ……………	8	本部通常総会のご案内／	
地域の名所／地域のイベント情報……………	9	厚生親睦ゴルフ大会のご案内……………	16
社労士 column……………	10	確定申告陣中見舞報告／生活習慣病健診報告…	16
会社紹介……………	11	ブロック・支部活動状況……………	17-18
東村山法人会セミナーのご案内……………	12	法人会行事のご案内／	
eTAX・eLTAX 講習会報告……………	12	支部合同・部会報告会等のご案内……………	19
		recipe……………	20



今回からこのコラムを担当します税理士の能勢です。今回は新設法人の社長さんの方にお役に立つお話をさせていただきます。先輩の3人の社長さんに登場してもらい会計事務所の日誌風にご紹介します。

書類出し忘れしました。 ・・・Aさんの場合



新しく会社を設立されたA社長さんが当事務所にいらっしゃいました。会社を設立して1年過ぎたので決算申告のために税理士を探して来ていただいた次第です。

初対面ではありましたが、A社長さんは会社の事業内容、今後の大きな事業展開のお話を熱くされていました。一段落して私が「それでは、会社を設立されて税務署に提出した青色申告の承認申請書を見せていただけますか？」と言うとA社長さんはびっくりされて「青色申告とは何ですか？」とのご返答でした。登記所には何回か行ったが、まだ税務署には行っていないとのこと。私はうーんと呟きながら会社の履歴事項全部証明書を見て「残念ですが、そうなると会社の第1期と第2期は白色申告になります。第3期は青色申告になるように承認申請書をこれから作成しましょう」とお話しして青色申告のご説明をさせていただきました。A社長さんは茫然とされていました。

①会社を設立したら最初に 「青色申告の承認申請書」を提出しましょう。

「青色申告の承認申請書」は設立以後3ヶ月経過日と設立第1期目の決算終了日とのいずれか早い日の前日までに提出する必要があります。A社長さんの会社は設立されて3ヶ月経過日前日までが提出期限でしたが提出されていません。第1期は残念ながら白色申告となります。また、第2期も2期目の始まる前日までに申請書の提出が必要ですが、これも提出されていませんので白色申告となります。ようやく間に合うのが第3期となります。

②青色申告法人の特典

- ①青色申告書を提出した事業年度以後に生じた欠損金を次期以降9年間にわたり所得から控除できる制度の適用
- ②中小企業者等の少額減価償却資産の一括損金算入の特例制度の適用

③各種の特別償却制度の適用

④各種の税額控除制度の適用

などの特典を青色申告法人は受けることができます。青色申告の承認申請書は大事ですね。

また、会社設立時は上記以外にも法人設立届出書、法人の事業概況書、給与支払事務所等の開設届出書、源泉所得税の納期の特例の承認に関する申請書等を提出します。

税務署以外にも、東京都、市役所、また年金事務所、労働基準監督署、ハローワークにも必要な書類を提出します。今回は紙面の都合で割愛します。

預金残高が利益だと勘違い ・・・Bさんの場合



次も会社設立後、決算月が過ぎて申告のために初めて来られたB社長さん。鍵等の製造販売会社です。B社長さんは会社の通帳をテーブルの上に開きながら「決算末日の預金残高は10万円もないので利益はそんなに出ないですよ？」と言いました。通帳には以下の記帳がありました。その期の売上は1,500万の入金、社長さんの役員報酬は月10万の支出。機械設備購入代金500万の支出、借入の返済総額は年間で100万の支出です。通帳とその他の領収書、資料をもとにざっくり計算して利益をご報告しました。「利益は400万以上です。機械設備の支出は減価償却して9年間で費用になるのですよ。また、借入金の返済の元金は費用ではありません。」社長さんはびっくりされていました。「減価償却とは何ですか?」「銀行に返済しているお金の全額は費用にならないのですか?」技術畑出身の社長さんにとって「減価償却」は専門外でした。

①減価償却

建物や機械装置のような長期間にわたって使用し、使用することによって価値の減少する資産(減価償却資産)については、その取得価額を使用可能期間にわたり費用として配分します。この配分する計算手続きを減価償却といいます。

1日の休みもなく働いていた社長さんですが、会社設立当初の第1期は出費が多いので、自分の役員報酬は月10万に抑えていました。第2期目より上げようと思っていたそうです。経営計画の計算が間違っていましたね。本来は利益400万の一部を役員報酬にするべきだったのでしょう。

特別償却、税額控除等を検討して少しでも税金を

方にお役に立つお話

● 税理士 能勢 俊一 ●

下げるお話をさせていただきました。

2 特別償却

特定の新品の設備等を取得して事業の用に供した場合に、公害防止、中小企業対策などの種々の政策目的から、減価償却の特例として初年度に取得価額の一定割合を早期償却できる制度があります。この特別償却制度の各種要件は、租税特別措置法で具体的に規定されています。

3 税額控除制度

取得価額の一定割合を法人税額から直接控除するという税金の免除制度です。



預金残高、キャッシュフローと利益が一致するとは限りません。取引が複雑になれば「かい離」していきます。

外注と給与の差がわからない ・・・Cさんの場合



建築会社を資本金300万で設立して2ヶ月。ご相談に来られたC社長さん。今後数年かけて売上に応じて5人ほどの外注先（請負）か社員（雇用）を増やしたいとのこと。外注先は法人ではなく個人。1人の年間の外注費の予定額は400万。しかし、具体的な個人のお名前を挙げてご相談していると「外注工賃」と「給与」の税務上の違いが判らない。どちらにするかの方針が決まらない。それぞれの場合の当社の税金の納付額がわからないとのこと。このような場合、先々の税務上大きな影響を受けるのは「消費税」「源泉所得税」です。400万×5人分で2,000万の外注工賃だった場合の概算の消費税は年160万ほどです（仮払消費税等）。また、給与なら源泉所得税が年13万×5人で年65万ほど（給与より控除）です。社長さんは会社の税金の納付額の差額に驚かれていました。また、労務上の保険料等も差があります。私が作成した税法の通達等を骨子にした外注先と会社の「業務委託契約書」のひな型をテーブルの上に開きながら説明いたしました。

- ①業務は他人の代替えが可能か
- ②個々の作業について指揮監督を受けるか
- ③材料、用具の提供の有無
- ④損害賠償の負担の有無
- ⑤外注先は複数のお客様より受注しているか
- ⑥外注先は毎年個人の確定申告をしているか

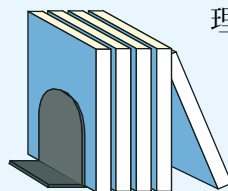
⑦請求書等の発行の有無等

を総合的に勘案して決定することになります。形式は外注工賃でも実態が給与の場合は問題です。税務調査の際に「給与」と事実認定されて多額の追加納税が発生することになります。

外注先予定者ごとに「業務委託契約書」を社長さんと一緒に作成しました。社長さんは「もやっとしていたのがすっきりしました。持ち帰って会社で慎重に検討します。」とのことでした。また、消費税の申告を「簡易課税」にするか「原則課税」にするかの選択手続きもいずれ必要です。「外注工賃」か「給与」のどちらかの方針が決まりましたら合わせてご相談しようとのこと案内もいたしました。

まとめ

新設会社の社長さんにとって日々の業務は多忙を極めています。また、情報は洪水のように流れていますが「今の社長さん」に必要な「仕事」を適切に案内するのが税理士の役目です。長くお付き合いのできる税理士さんを会社設立前に見つけることも大事な社長さんの「仕事」ですね。



Profile 能勢 俊一

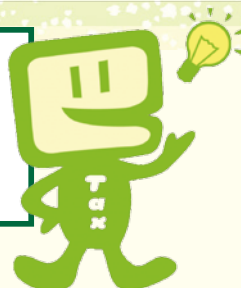
税理士、行政書士、弥生会計インストラクター



- ・税理士登録は平成元年。スタッフ12名。
- ・住宅展示場等の相談会は多数開催、各種セミナー講師。昨年8月の東京八重洲ホールでの講演は好評
- ・弥生会計ソフト教室開催（インストラクター5名）
- ・趣味はフットサル、愛車はマーチプリンセス

■事務所 能勢税務会計事務所
小平市学園西町2-18-29
■TEL 042-343-7271
■FAX 042-343-7260
■e-mail nose-ao.com
■URL <http://www.kaikei-home.com/nose/>

税 務 署 だ よ り



確定申告書を提出した後で計算誤りなど申告した内容に間違いがあることに気付いた場合は、次の方法で訂正することができます。また、確定申告をしなければならないのに、確定申告することを忘れていた場合は、できるだけ早く申告するようにしてください。

税額を多く申告していたとき

確定申告書を提出した後で、税額を多く申告していたことに気付いたときは、「**更正の請求**」をして正しい税額への訂正を求めることができます。請求内容が正当と認められたときは、正しい税額に減額されます。

手 続

更正の請求書に必要事項を記入して、納税地の所轄税務署長に提出してください。
更正の請求書は、国税庁ホームページからダウンロードできます（税務署にも用意してあります）。
また、更正の請求書を提出する際には、①個人番号（12桁）の記載及び②請求をする方の本人確認書類の提示又は写しの添付が必要となります。

期 間

更正の請求書は、次の期間内に提出してください。
平成23年分から平成27年分・・・法定申告期限から5年以内

税額を少なく申告していたとき

確定申告書を提出した後で、税額を少なく申告していたことに気付いたときは、「**修正申告**」をして正しい税額に修正してください。

なお、修正申告によって新たに納める税額は、修正申告書を提出する日（納期限）までに、延滞税と併せて納めてください。

手 続

修正申告書に必要事項を記入して、納税地の所轄税務署長に提出してください。
修正申告書は、国税庁ホームページからダウンロードできます（税務署にも用意してあります。）。

期 間

修正申告は、税務署長による更正があるまではいつでもできますが、修正申告によって納める税額には、法定納期限（平成27年分の所得税及び復興特別所得税は平成28年3月15日（火）、消費税及び地方消費税は平成28年3月31日（木））の翌日から納付する日までの期間について延滞税がかかりますので、できるだけ早く申告・納付するようにしてください。
また、修正申告をする場合や、税務署長が更正を行う場合には、加算税が賦課される場合があります。

確定申告を忘れていたとき

確定申告をしなければならないのに、確定申告をすることを忘れていたときは、できるだけ早く申告するようにしてください。申告の必要があるにもかかわらず、確定申告をしなかった場合には、税務署長が所得金額や税額を決定します。

なお、税務署長が決定を行う場合や提出期限に遅れて申告した場合などには、加算税が賦課される場合があります。また、法定納期限の翌日から納付日までの延滞税を併せて納付しなければなりませんので、ご注意ください。

税務職員を装った者からの年金・マイナンバー制度アンケート等と称する不審な電話や「振り込め詐欺」などにご注意ください。

e-Tax を利用する場合の添付書類の提出について

e-Tax については、利用者の更なる利便性向上を図るため、添付書類の提出方法の見直しを行い、平成28年4月から、次の方法により添付書類の提出ができます。

添付書類のイメージデータによる提出

◎ e-Tax で申告・申請等を行う場合に、別途書面による提出が必要な添付書類について、書面による提出に代えて、イメージデータ（PDF 形式）による提出ができます。

対象 手続	1 法人税、消費税（法人）及び酒税の申告 2 源泉所得税、法人税、消費税（法人）、酒税及び法定調書などの申請等 (注) 所得税及び贈与税などの申告・申請等については、平成29年1月4日（水）からイメージデータによる提出が可能となる予定です。
対象となる 添付書類	イメージデータで提出可能な添付書類は、別途書面での提出が必要な登記事項証明書や売買契約書の写しなどの書類となります。 (注) 1 イメージデータで提出可能な添付書類の具体的な名称等については、e-Tax ホームページに掲載しています。 2 イメージデータで提出された添付書類のうち、法令の規定により原本の提出が必要とされている第三者作成の添付書類（例：収用証明書、登記事項証明書など）については、税務署から、その内容の確認のため、原則5年間（贈与税、移転価格税制に係る法人税等の申告は6年間、法人税の純損失等の金額がある場合の申告は9年間）、これらの書類の提出又は提示を求められることがあります。 なお、次に掲げる添付書類は、イメージデータによる提出の対象となりません。 ◆ 所得税申告で記載内容を入力して送信することにより添付を省略できる添付書類 （例：給与所得の源泉徴収票、医療費の領収書など） ◆ 電子データ（XML 形式又は XBRL 形式）により提出が可能な添付書類 （例：所得税青色申告決算書、法人税申告の別表など） ◆ 原本への割印が必要となるなど手続の特性上、書面提出が必要な添付書類 （例：印紙税過誤納確認申請など）
要件	1 イメージデータで提出可能なデータ形式は、「PDF 形式」のみとなります。 2 送信の方式、ファイル数及びデータ容量等については、e-Tax ホームページをご覧ください。

e-Tax で受付可能なデータ形式への変換機能の提供

◎ 税務・会計ソフト等で作成した各種データについては、これまでは各ソフトウェアが独自にファイル規格を定め、その仕様が統一されていなかったことなどから、e-Tax ソフト（PC 版）を含む各民間ソフトウェア相互間のデータ交換が困難であり、e-Tax 未対応のソフトで作成されたデータは、別途、添付書類としての郵送が必要となるなど、納税者及び税務署の双方にとって利便性が低い状況でした。こうした中、特に作成機会の多い法人税申告の財務諸表及び勘定科目内訳明細書について、国税庁が標準的な CSV 形式データを定め、かつ、当該 CSV データを e-Tax で受付可能な XBRL 形式（財務諸表）及び XML 形式（勘定科目内訳明細書）に変換可能となるよう e-Tax ソフト（PC 版）を改修するとともに、同機能をモジュールとして民間ソフトウェア開発業者に提供することによって、当該帳票の e-Tax 送信を促進します。

対象 手続	法人税の申告に添付される次の財務諸表等 1 財務諸表 貸借対照表、損益計算書、製造原価報告書、株主資本等変動計算書、社員資本等変動計算書、個別注記表、損益金の処分表 2 勘定科目内訳明細書 各種勘定科目内訳明細書（16種類） 利用の流れなど、詳しくは e-Tax ホームページをご覧ください。
----------	---

税に関する情報は国税庁ホームページへ www.nta.go.jp

平成28年度 税制改正大綱

法人税率20%台への引き下げ、消費税に軽減税率の導入盛り込まれる

政府は、平成27年12月24日に平成28年度税制改正大綱を閣議決定しました。平成28年度には、法人実効税率が29.97%となり、成長志向の法人税改革が実現しつつあります。

また、社会保障の充実・強化を実現するために、平成29年4月の消費税率10%への引き上げと同時に、低所得者への配慮として軽減税率を導入することが盛り込まれました。

法人税関係

■法人実効税率のさらなる引き下げ

昨年に引き続き、法人実効税率がさらに引き下げられます。法人税の税率が、平成28年4月1日以後に開始する事業年度については、現行の23.9%から23.4%に引き下げられ、さらに、平成30年4月1日以後開始する事業年度については、23.2%まで引き下げられます。地方税を含めた法人実効税率は平成28年度には、目標とされていた20%台に到達します。

■外形標準課税の拡大

大法人（資本金1億円超の法人）の外形標準課税については、所得割を縮小、資本割と付加価値割の割合が増加します。なお、所得割が縮小されることにより、所得割に対する地方法人特別税率が引き上げられます。基本的には内訳の変更ですが、所得割の縮小に伴い、赤字法人に対する税負担が増すことになります。

■減価償却制度の見直し

平成28年4月1日以後に取得する建物附属設備及び構築物について、定率法を廃止し、定額法が採用されることになりました。なお、鉱業用の建物、建物附属設備及び構築物については、定額法又は生産高比例法の選択が認められます。

■欠損金の繰越控除制度の見直し

大法人（資本金1億円超の法人）の控除限度額について、平成27年度改正において、段階的に引き下げられることになっていましたが、その取扱について下記のとおり変更となりました。なお、中小法人等については、従来通り

控除限度額の制限は適用されません。

- ・平成27年4月から平成28年3月までに開始する事業年度 65% ⇒ 65%
- ・平成28年4月から平成29年3月までに開始する事業年度 65% ⇒ 60%
- ・平成29年4月から平成30年3月までに開始する事業年度 50% ⇒ 55%
- ・平成30年4月以後開始する事業年度 50% ⇒ 50%

また、繰越欠損金の繰越期間が現行の9年から10年に延長される措置については、施行時期が1年遅れ、平成30年4月以後に開始する事業年度に生じた欠損金から適用されます。

■生産性向上設備投資促進税制の廃止

非常に多く利用されてきた生産性向上設備投資促進税制は、平成29年3月31日に取得された資産までで、制度が廃止されます。また、即時償却と税額控除率の上乗せ措置について、平成28年3月31日までとされている適用期限は延長しないこととされました。

■企業版ふるさと納税制度の創設

地方再生法の改正を前提として、青色申告法人が、平成32年3月31日までに、地方再生法の認定地域再生計画に記載された地方創生推進寄附活用事業に関連する寄付金を支出した場合に、法人税の5%を上限として一定の税額控除が受けられます。

所得税関係

■空き家に係る譲渡所得の特別控除制度

相続の開始の直前に被相続人の居住の用に供されていた一定の家屋及び、その敷地の用

に供されていた土地等を、相続により取得した個人が、平成28年4月1日から平成31年12月31日までに、一定の要件で譲渡した場合には、居住用の財産の譲渡所得の3千万円の特別控除が適用されます。

■住宅の三世代同居改修工事等に係る特別控除制度

所有する居住用の家屋について一定の三世代同居改修工事を含む増改築をして、平成28年4月1日から平成31年6月30日までの間に、居住の用に供した場合に、ローン残高に応じた税額控除又は自己資金で増改築した場合の税額控除が適用されます。

■セルフメディケーション推進のための医療費控除の特例

健康の維持増進及び疾病の予防への取組として一定の取組を行い、平成29年1月1日から平成33年12月31日までの間に、自己及び生計を一にする親族に係る一定のスイッチOTC医薬品の購入した場合に、その年中に支払った対価の額の合計額が1万2千円を超える時は、その超える部分の金額（上限8万8千円）について、その年分の総所得金額等から控除されます。

なお、一定の取組とは、特定健康検査、予防接種、定期健康診断、がん検診等であり、一定のスイッチOTC医薬品とは、要指導医薬品及び一般医薬品のうち、医療用から転用された医薬品です。

消費税関係

■消費税率の軽減税率制度の導入

消費税率の軽減税率制度が、平成29年4月1日から導入されます。軽減税率は、現行の消費税率と同じ8%であり、対象品目は下記の通りです。

- ① 飲食料品（食品表示法に規定する食品で酒税法に規定する酒類を除きます。また、外食サービスは除きます。）
- ② 定期購読契約が締結された週2回以上発行される新聞

■適格請求書(インボイス)保存方式の導入

平成33年4月1日から適格請求書保存方式が導入されます。仕入税額控除の要件として適格請求書の保存が必要となります。

適格請求書とは、適格請求書発行事業者の

登録番号、適用税率、消費税額等の一定の事項が記載された請求書、納品書等の書類です。

適格請求書を交付するためには、適格請求書発行事業者の登録が必要で、平成31年4月1日から申請できます。なお、免税事業者は、適格請求書発行事業者として登録できません。適格請求書を発行する必要がある場合は、課税事業者を選択して、適格請求書発行事業者の登録を行う必要があります。

■適格請求書等保存方式導入までの措置

課税仕入が軽減税率対象品目である場合は、帳簿にその旨を記載します。また、軽減税率対象品目に係る請求書には、軽減税率対象品である旨と税率が異なるごとに合計した対価の額を記載する必要があります。

その他

■クレジットカード納付制度の創設

国税の納付手続について、クレジットカードによって納付することができるようになります。この場合に、クレジット会社が、委託を受けた日に納付があったものとみなして、延滞税、利子税が計算されます。なお、クレジットカードの利用手数料は、納税者の負担となります。

■マイナンバーの記載対象書類の見直し

マイナンバーを記載しなければならいこととされていた所得税の青色申告承認申請書、消費税簡易課税制度選択届出書、給与所得者の扶養親族申告書、退職所得申告書など多くの書類にマイナンバーの記載が不要となります。

■固定資産税の軽減措置

中小企業の生産性向上に関する法律の制定を前提に、平成31年3月31日までに、認定生産性向上計画に記載された生産性向上設備のうち一定の機械及び装置を取得した場合は、固定資産税の課税標準を最初の3年間は2分の1とする措置が講じられます。

☆記事内容についてのお問合せは…

TSK税理士法人

税理士 飯田 聡一郎

TEL: 03-5363-5958

FAX: 03-5363-5449

HP: <http://www.iida-office.jp/>

東京法人会連合会

申込不要
入場無料

東村山法人会
平成28年度

本部研修会



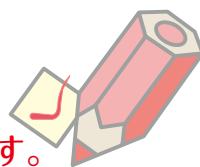
【講師】 三橋 貴明氏（経世論研究所所長）
【日時】 平成28年6月9日（木）16時開催
【会場】 パレスホテル立川（立川市曙町2-40-15）
一般の方もご参加いただけます（無料）

参加費
無料！

税制研修会を開催します

【演題】 平成28年度税制改正について（約30分）
【講師】 東村山税務署法人課税第一部門担当官
※全会場同一内容です。

どなたでも
参加できます。



日程	時間	場所
4月25日（月）	16時	東村山法人会館（東村山市本町1-23-6）
4月27日（水）	16時30分	//
5月17日（火）	16時	//
5月9日（月）	16時	清瀬商工会館（清瀬市松山2-6-23）
5月13日（金）	16時	ブリヂストンクラブ（小平市小川東町1-18-15）
//	17時	東久留米商工会館（東久留米市幸町3-4-12）
5月23日（月）	16時	谷戸いちょうホール（西東京市谷戸町2-12）

立川都税事務所からのお知らせ

ー都税についてのお知らせー

にせ都税職員にご注意ください！



都税事務所の職員を装って、個人情報などを不正に取得したり、金銭をだまし取ろうとする事例が発生しています。相手の電話番号が**非通知表示**であるなど、不審に感じた場合は即答せずに必ず一度電話を切り、主税局総務部総務課相談広報係（03-5388-2924）までご連絡ください。また、万が一被害にあわれた場合は、すぐに警察にご連絡ください。

＜手口＞ 「〇〇都税事務所の〇〇です」または「〇〇都税事務所の者です」と職員を装って電話をかけてきます。その後、以下の事例のように個人情報を聞きだそうとします。

- | | | |
|---|---|---|
| 事例1 <ul style="list-style-type: none">「税務調査を行っているので、納税者の情報について確認したい」と質問してくる。「家族の構成、名前、職業等の個人情報を聞こうとする。」 | 事例2 <ul style="list-style-type: none">「誤って督促状を送付してしまった。納税者の情報について再確認したい」と質問してくる。「家族の構成、名前、職業等の個人情報を聞こうとする。」 | 事例3 <ul style="list-style-type: none">「税金が還付されます」、「払いすぎた医療費をお返しします」とだまし、ATMに誘い出す。ATMコーナーから指定の電話番号に電話するように指示する。指定の電話番号に電話すると、ATMの操作を言葉巧みに指示し、お金を振り込ませる。 |
|---|---|---|

上記の事例では、共通して**「非通知」**で電話をかけてくるようです。東京都主税局及び都税事務所では、**非通知で電話をかけることは絶対にありません**。非通知で電話をかけたり、還付のためにATMの操作を求められたら、それは「にせ都税職員」です。十分ご注意ください。

【お問い合わせ先】 主税局総務部総務課相談広報係 ☎03-5388-2924



西東京市指定文化遺産第1号に登録されている、西原町と緑町の間を走る所沢街道沿いに平安8年（1779年）建立された石幢六角地蔵尊、地元では通称「六角地蔵」と呼ばれる地蔵尊があります。この地蔵尊は田無村地蔵信仰講中43人によって建立されたものです。当時から既にこの場証は南沢道・前沢道・所沢道・小川道・保谷道・江戸

西東京市 六角地蔵

地域の名所



道6又に分かれて道しるべとして道路名を刻んでおりました。また6道（地獄・餓鬼・畜生・修羅・人・天）を救済するといわれている地蔵尊は、地獄に落ちた死者が赤鬼・青鬼の苦しみにあうところを救ってくれる菩薩でしたが、農民に伝わる信仰と習合して悪疫防除・五穀豊穡から長寿・安産・育児など村民のあらゆる願いごとを仏さまとして厚い信仰を受けていました。もともとは、所沢街道の北側にありましたが、昭和60年に現在の場所に移転され、正面の向きを180度変えたため、「右、江戸みち」を「左、江戸みち」と読まないと方向が合いません。

地域のイベント情報

東村山

第27回「東村山春の緑の祭典」

“みどりは地球の宝もの”をテーマに「東村山春の緑の祭典」を開催します。

○アトラクション

（ミニ SL、模擬店、PR コーナーなど）

○緑の絵画、写真展示（募集終了）

○野菜、植木等の販売

主催 東村山市緑を守る市民協議会

■日 時 4月29日（祝）午前10時～午後3時
（式典は午前10時30分から）

■場 所 都立東村山中央公園
（富士見町5-4-67）※雨天中止

■問合せ先 東村山市役所 みどりと公園課
☎（042）393-5111（代）

清瀬

「清瀬市ガイドブック」を 発行しました

清瀬市では、市の様々な魅力を市内外の方にお伝えするため、「清瀬市ガイドブック」を作成しました。

清瀬の魅力がギュッとつまったガイドブックを片手に、清瀬市を散策してみたいはいかがでしょうか。

「知る・誇る」

市の歴史や、地域で活躍を続けている企業・農業や酪農などを紹介

「巡る」

様々な景色や風土を感じることができる市内の散策コースを紹介

「食べる」

清瀬産の食材にこだわった料理を提供する店や、市の郷土や特徴をイメージしたお菓子を作る店など、清瀬にこだわりを持つ店を紹介

「観る・参加する」

毎年開催される楽しいイベントの紹介や、市内で摘み取り体験ができる果実農家を紹介

■販売価格 1冊200円

■販売場所 清瀬市役所、松山・野塩出張所、生涯学習センター、郷土博物館、中央図書館、下宿・中里・中清戸・竹丘の各地域市民センター、清瀬けやきホール、コミュニティプラザひまわり

※その他、市が主催及び関わるイベント会場でも販売します。

■問合せ先 清瀬市企画部秘書広報課 ☎042-497-1808

- 1 厚労省及び文科省によると、平成27年度新規の大卒予定者及び高卒予定者の就職内定率は、それぞれ80.4%及び85.8%と比較的に順調ですが、中学、高校、大学の卒業3年後の離職率は、それぞれ65.3%、40.0%、32.3%（平成24年3月卒業者）であり、早期離職の解消が求められています。そんな中、若者雇用促進法により、平成28年3月1日から、ブラック企業対策として、労働関係法令違反があった事業主からの新卒求人をハローワークでは不受理とする制度が施行されました。
- 2 ハローワークは、職業安定法により求人の申込みをすべて受理しなければなりませんが、今後は、労基法等の労働関係法令の規定に違反し、是正勧告を受けたり、企業名公表がなされたりした企業は、新卒者等であることを条件とした求人ができなくなります。
- 3 違反した場合に求人不受理の対象となる規定とは
 - 1) 過重労働の制限等に対する規定
長時間労働や賃金不払い残業等は、若者のキャリア形成に支障をきたすため、労基法及び最低賃金法のうちの賃金、労働時間、休憩、休日、年次有給休暇等の規定。
 - 2) 性別や仕事と育児等の両立に関する規定
性別や仕事と育児の両立を理由とする不利益な取り扱い、若者の継続就業を困難にするので、雇用機会均等法及び育児・介護休業法等のうち、妊娠・出産等を理由とする不利益な取扱い禁止違反は企業名公表を行うとする規定。
 - 3) その他、青少年に固有の事情を背景とする規定
新卒採用では、募集から採用までの期間が長く、労働条件に変更が生じ易いことから事前の労働条件確認が重要なため、契約締結時の労働条件明示や年少者に関する規定。
- 4 不受理期間について
 - 1) 労基法と最低賃金法に関する規定違反の場合
 - ㊦ 1年間に2回以上同一条項の違反で是正勧告を受けている場合と違法な長時間労働の繰り返しで企業名公表された場合→違反の是正完了までと是正後6カ月経過するまで
 - ㊧ 違反により送検され、企業名公表された場合→送検された日から1年経過するまで
 - 2) 男女雇用機会均等法と育児・介護休業法に関する規定違反の場合
 - ㊦ 是正勧告に従わず企業名公表された場合→法違反が是正されるまでと是正後6カ月経過するまで

（引用 労働新聞）

結局は、コンプライアンスを唱えるだけでなく、実践し続けることが、企業存続の最重要ポイントと言えるのではないのでしょうか。

筆者紹介

石津 雄美（いしづ たかよし） 平成28年4月1日現在



石津社労士事務所 所長（特定社会保険労務士、東京都社労士会武蔵野支部所属）
 オールフォーオール 代表（経営コンサルタント、医療労務コンサルタント、国分寺市役所行政協力相談員、
 板橋青色申告会会員、東京都商工会連合会エキスパートバンク担当専門家、シーツ（株）代理店、
 O3S（ワンストップソリューションサービスチーム）＝AFLAC 主宰、マイナンバー推進協議会会員）

略歴
 ■昭和53年 中央大学法学部法律学科卒業
 損害保険会社支社長、コンサルティング会社営業部長を歴任
 ■保有資格 ライフ・コンサルタント（生協会）、年金アドバイザー3級（銀行業務検定）、
 社会保険労務士（平成10年11月）
 ■平成18年 第1回個別労働紛争解決手続代理業務資格－特定社労士資格取得
 ■平成27年4月1日 医療労務コンサルタント取得（全国社会保険労務士会連合会）

事務所
 ■所在地 〒185-0002 国分寺市東戸倉2-7-1 雅ミヤビ17ワイズD
 ■TEL 090-1738-7991
 ■e-FAX 03-4496-5373
 ■e-MAIL 07159596012@jcom.home.ne.jp
 ■HP <http://www.just.st/7162591>

会社 紹介

株式会社 東和電設

よりよい街づくりに貢献していきたい



はじめまして。

私ども株式会社東和電設は小平市小川西町にて電気設備会社として昭和58年9月に創業致しました。業務内容としましては小平市にある産業プラント内の電気設備・メンテナンス補



修・受電設備等の点検業務を主に行っております。また、地域密着をモットーにしており、一般住宅の電気照明等の工事や自治会の防犯灯の補修等も請け負っております。

「安全第一」（安全は全てに優先する）

「お客様との信頼関係を重んじる」

「人と人との関わりを大切にする」という理念を持っています。

また、一人一人のスキルアップが会社全体の1UPにつながると考え日々の業務を丁寧に社員一人一人が責任を持って作業するように心がけております。昨今、電気事業界で懸念されている人材不足問題があります。弊社では東京都電気工事工業組合に加盟しており、組合を通じて「未来の電気工事士」という活動を企画し近隣地域のお祭りに出展し、お子さんに電気工事を体験してもらう活動に参加しております。また、電気工事士の技術向上のため、技能・資格取得の講習会を企画する活動もしております。

今後はプラント系の電気工事の実績を生かして、小平市を始め周辺地域の事業産業の発展とよりよい街づくりに貢献していきたいと思っております。



代表 関口 高弘

株式会社 東和電設

■所在地 小平市小川西町3丁目
8-22

■TEL 042-344-4828

■FAX 042-344-4909

■代 表 関口 高弘

皆様ぜひお越しください

東村山法人会

セミナーのご案内

参加費
無料!!

決算法人説明会	5月11日(水)	13時30分～16時
決算法人説明会	6月1日(水)	13時30分～16時
新設法人説明会	5月25日(水)	13時30分～16時10分
税務教室「役員給与について」	5月24日(火)	15時～16時
税務教室「寄附金と交際費等」	6月24日(金)	15時～16時

※決算法人説明会はどちらの日程も同一内容です。ご都合のよい日にお越しください。

どなたでも参加できます！

参加ご希望の方は東村山法人会事務局にお電話ください。☎042-394-7654

e-Tax・eLTAX 講習会

2月15日(月)13時30分、東村山法人会館において地方税ポータルシステムeLTAX(エルタックス)と国税電子申告・納税システムe-Tax(イータックス)講習会が続けて開催されました。それぞれ立川都税事務所担当官3名と東村山税務署担当官を講師としてお招きし、eLTAXの利用開始手続き及び地方税申告データ作成方法とe-Taxによる法人税の電子申告の要領を当会館備付のパソコンを活用しつつ学びました。



東村山税務署法人課税第1部門の講師



立川都税事務所法人事業税係の講師

報
告

報
告

中小企業会計啓発・普及セミナー



大谷金久氏

2月9日(火)13時より東村山法人会館において東村山法人会と独立行政法人中小企業基盤整備機構共催による今年度第2回目の「平成27年度中小企業会計啓発・普及セミナー」が開催されました。中小企業診断士の大谷金久氏を講師にお迎えし、中小会計要領に基づいた適切な会計処理による決算書を作成することの意義・必要性及びそれを実務に活かし経営力を高めるためのポイントを学習しました。

新春研修会の報告 東村山ブロック

2月4日(木)17時より、東村山法人会館において東村山ブロック主催の新春研修会が開催されました。

研修会では、東村山税務署法人課税第1部門の羽生審理担当官を講師に迎え、近年の税制改正に関する講演を行っていただきました。

羽生審理担当官からは、法人税率の引下げの経緯など興味深い内容を大変わかりやすくお話いただき、参加者全員が熱心にメモを取りながら聞き入っていました。



研修会場

小学校で租税教室を開催しました 青年部会



左) 田中幹事 右) 菊地幹事



左) 紺野副部長 右) 林監査幹事



左) 山崎幹事 右) 磯山部会員

2月1日(月)清瀬市立清瀬第三小学校と2月6日(土)小平市立小平第十五小学校及び2月20日(土)東久留米市立小山小学校において租税教室(出前授業)を開催しました。

まず、生徒に税金の無い国を想定した租税教育用アニメを見てもらいました。その後、アニメを題材にしたクイズ形式の授業と本物そっくりの1億円レプリカを手にとってもらいました。生徒に税金の有難さを感じて頂くよう青年部会の講師が熱弁を振るいました。

講師を担当した青年部会員は次の方々です。

■清瀬第三小学校

紺野副部長、竹内会計幹事、林監査幹事、土田幹事、菊地幹事、田中幹事

■小平第十五小学校

山崎幹事、竹内会計幹事、土田幹事、磯山部会員

■小山小学校

後藤副部長、藤原幹事



左) 土田幹事 右) 竹内会計幹事



左) 後藤副部長 右) 藤原幹事

生徒さんに頂いた租税教室感想文をご紹介します

もし税金がなくなったら…と考えたことがなかったので税金の大切さがよく分かりました。税金は私たちにとても関わりがあると知って驚きました。教科書も税金で作られているものなので大切に使うと思いました。クイズも分かりやすく楽しかったです。また、税金がたくさんいろんなところに使われているのが驚きました。たくさんの方が学べてとてもよかったと思いました。今回学んだことを今後に生かしていきたいです。



法人会にご入会ください

1

法人会は法人の学校であり良き相談相手を見つけることが出来る魅力ある経営者の団体です

- 1) 税務、経営等に関する様々な説明会、研修会及び無料労務相談を行っております。決算法人説明会、新設法人説明会、税務教室、e-Tax・eLTAX講習会、パソコン教室など税務、経営に役立つ研修を開催しています。
- 2) 本部、ブロック、支部による会員相互の異業種交流を積極的行っています。

2

法人会は幅広い相互扶助事業を行っています

- 1) 生命保険と損害保険を組み合わせた事故死亡の場合最高1億円の保障が得られる経営者大型保障制度に加入できます。
- 2) 特定退職金共済制度に加入でき大企業なみの退職金制度を確立できます。
- 3) 経営者、従業員の健康管理のため生活習慣病健診を特別料金で受診できます。

3

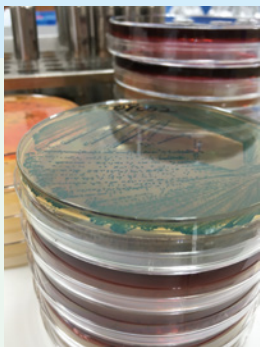
法人会は税制改正要望運動を推進しています

全国85万社の法人会の大きな力で、税法が私達中小法人に有利になるよう税制改正要望運動を行っています。

ご入会に関するお申し込み・お問い合わせ 東村山法人会 TEL 042-394-7654

新入会員紹介コーナー

■法人名 (株) みらい
■代表者 萩原 直樹
■住所 小平市栄町3-4-16
■TEL 042-968-4097
■FAX 042-968-4098
■支部 小平第1支部
■HP <http://mi-light.co.jp/>



弊社は本社を小平に、微生物の衛生検査所を埼玉県所沢市にて検査分析事業を行っている株式会社みらいと申します。目に見えない食品衛生リスクを見えるようにする為の検査・分析を主業務として平成26年に開業いたしました。私達はお困りの時にお力になれる検査所を目指しておりますのでいつでもご相談下さい。この度は東村山法人会に入会させて頂き、諸先輩方の皆様からご指導、ご鞭撻頂けますよう何卒宜しくお願い申し上げます。

株式会社みらい
代表取締役社長 萩原直樹

市内で唯一の障害者入所施設「たんぽぽ」を運営しています。昨年2月、全役員・評議員の退任により経営陣は一新し、更に障害福祉の専門家6名を新たに理事に迎えたことで、「新生たんぽぽ」に向けての抜本的改革が着実に進んでいます。またボランティア活動を通して地元大学・地域の方々の支援の輪も広がりつつあり、地域に開かれた施設への取組も進んでいます。今後も健全で信頼度・透明度の高い法人・施設運営を目指して参ります。本会会員の皆様には、温かいご指導・ご支援を賜りたく、心からお願い申し上げます。



■法人名 (社福) 田無の会
■代表者 大森 昇司
■住所 西東京市向台町3-1-11
■TEL 042-461-7471
■FAX 042-461-1660
■支部 西東京第1支部

新入会員紹介

自平成28年1月1日～至平成28年2月28日に入会された会員

所属支部名	所在地	法人名	代表者氏名	業種	電話番号
小平第1支部	小平市小川町1-2391	小川農園	小川 裕明	農業(花卉販売)	042-341-5061
小平第1支部	小平市小川町2-1151	タイヤセンターアライ	福田 心	タイヤの販売	042-341-0618
小平第5支部	小平市小川町1-299-6	(株) アール・エイチ・ワン	久保 哲也	建築塗装	042-345-5444

ひと
ひと



西東京第2支部 青年部会副部長

後藤 和章さん



私は1969年冬の大雪の日田無市（現西東京市）芝久保町にて生を受けました。私の父親は私の生まれる3年前に現在の会社を起業しました。事業を軌道に乗せるまでは忙しく、朝早くから夜遅くまで働き、なかなか家で家族団欒とはいかなかったみたいです。そんな父親をみていて会社を継ぐと大変なことになると子供ながらに思っておりまして。その会社はその当時には大変珍しかった車椅子をオーダーメイドで製造・販売する会社でした。その関係で幼い頃から当然のように車椅子や福祉用具を見て育ち、車椅子ユーザーがどの様に生活をして車椅子や福祉用具を活用しているのかを目の当たりにしてきましたので、この仕事の将来性・重要性や、やりがいを感じておりましたし、実際に車椅子ユーザーの方々の海外旅行へボランティアとして同行もしたりしておりました。

高校を卒業後、いろいろなことを経験したくて陸上自衛隊に入隊しました。今考えても人生の中で大変厳しい2年間ではありましたが体力的にも精神的にも鍛えられたと思います。任期を全うし除隊後、父親の紹介で愛知県の大手車椅子メーカーに就職し、車椅子の構造や仕組みを学び、25歳のときに現在の会社に入社しました。入社後、千葉支店に配属

され、そこで初めて営業を経験しました。ユーザー様やセラピストの先生方と直接お話をし、身体状況や生活環境に合わせた車椅子や福祉用具を採寸・採型し、それを製造部署に発注し、完成後（オーダーメイドの車椅子作製は1〜2ヶ月、複雑なものは3ヶ月程度かかります）ユーザー様の元へ納品させていただいておりました。その時に「これでいろいろな事が出来たり、いろいろな所へいける様になったよ」と言われたのが嬉しくて忘れられません。

しばらくして介護保険が始まり、高齢者の車椅子や福祉用具は基本的にレンタル（貸与）対応になりました。多い時に6〜7,000台製造していた車椅子が2,000台程度になり現在の場所で製造部門の維持が大変になり製造を大手メーカー

に依頼し、私たちは販売業に徹することになりました。当時の父親は社長として大変な決断を迫られたと思います。その後、レンタル事業部門や車椅子上の特種クッション（変形に合わせたクッション）を作製するシーティング部門を立ち上げ、現在に至ります。

これからの私の使命は今年で50周年を迎えるこの会社を、これから先の50年に向けて存続させていけるように組織やシステムを構築していく、従業員の皆様が働きやすい環境を作り、地域の福祉に貢献する事だと思っております。まだまだ若輩者ですが、これからも皆様ご指導ご鞭撻のほどよろしくお願い申し上げます。

日本ウィール・チェア株式会社
専務取締役



ご案内



公益社団法人 東村山法人会 第4回 通常総会

日時 平成28年 6月9日(木) 午後2時

会場 パレスホテル立川(立川市曙町2-40-15)
※引き続き同会場において本部研修会を開催します。

お問合せは、東村山法人会 ☎ 042-394-7654

ご案内

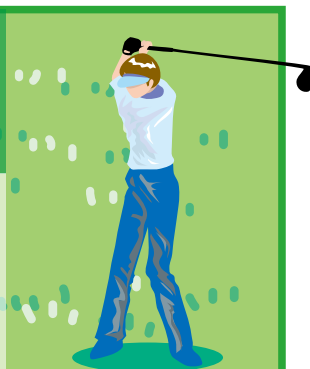
東村山法人会 第23回 厚生親睦チャリティゴルフ大会

日時 平成28年6月2日(木) スタート8時 雨天決行

会場 高坂カントリークラブ(東松山市高坂1916-1)

大会に関するお問い合わせは 東村山法人会 ☎ 042-394-7654

※同封のチラシにてお申し込み下さい。



報告

確定申告期陣中見舞い

2月3日(水) 東村山税務署署長室において、東村山法人会小川会長より東村山税務署佐藤署長へ確定申告期陣中見舞いとして法人会特製ボールペンを進呈しました。



左) 小川会長 右) 佐藤署長

報告

生活習慣病健診を実施しました

2月上旬から下旬にかけて平成27年度第2回目の一般財団法人全日本労働福祉協会による生活習慣病健診が東村山市民スポーツセンター、田無タワー、東久留米スポーツセンターで行われました。本健診は法人会員である経営者とその従業員、ご家族の皆様のための福利厚生事業であり割引価格で行えます。検査は健診項目によって3コースから選べ、オプション検査も追加できます。次回は7月に予定しています。是非ご利用下さい。



健診会場

平成28年ブロック・支部 新年賀詞交歓会を開催しました

報告

東村山ブロック、西東京ブロック、清瀬支部において新年賀詞交歓会が開催されました。ご参加頂いた会員同士で和気あいあいと懇親を深めることができました。各会場の様子を写真でご紹介します。

	日 時	会 場
① 東村山ブロック	2月4日(木) 17時～	東村山法人会館
② 西東京ブロック	2月4日(木) 18時～	日本海庄や田無店
③ 清瀬支部	2月5日(金) 17時～	清瀬商工会館



① 東村山ブロック



② 西東京ブロック



③ 清瀬支部

報告

東村山第1支部 ボウリング大会



参加者全員で記念撮影

2月13日(土)に恒例の親睦ボウリング大会を開催いたしました。今回は旅行との日程を入れ替えた開催となりましたが、お忙しい中34名のご参加頂きました。ボウリングで汗をかいた後は盛り上がる懇親会です。高萩支部長挨拶の後、賞品授与を行いました。今回は上位3名には豪華賞品、皆様には参加賞をお渡ししました。

食事を頂きながら皆様と楽しい一時を過ごし、更に交流を深める事が出来ました。御参加と御協力を頂いた皆様有難う御座いました。次回も楽しい企画を催しますので是非お近くの会員さんをお誘いの上、ご参加下さい。

東村山第4支部 日帰り研修会を実施しました

報告

2月7日(日)東村山法人会東村山第4支部は28名の参加者を得て、神奈川県三浦半島方面に早朝7時15分、大型バスにて秋津から出発しました。晴天の元、一路記念館みかさへ。「戦艦みかさ」の内部見学の後、マホロバマインズ三浦にて、海の幸の昼食、温泉入浴、3時間余りのんびりと時を過ごしました。

その後最後の見学先、城ヶ島灯台へ。当日はタイミング良く、海上保安庁の方々の案内の元、今は役目を終えた灯台に上り、眼下に広い海を見渡し、長い間海の安全を守り続けた灯台に感謝し記念撮影。帰路の車中ではビンゴゲームで盛り上がり会員家族サービスも含め楽しい一日を過ごす事が出来ました。

ご協力頂いた皆様に感謝。



報告

東村山第6支部 ボウリング大会



ハイスコア目指して頑張ります

平成28年2月22日(月)、43名の参加者を得て久米川ボウルにて開催いたしました。ゲーム中も和気

あいあいとした雰囲気で行われ、ゲーム後の懇親会では景品の授与も参加者全員あり、皆楽しんでいました。

日頃交流のない他業種の人達と会話できることも、法人会のメリットの一つだと思います。ご参加頂いた皆様のご協力によりとても楽しい行事となりました。今後の予定として、東村山ブロック日帰り親睦会と東村山第6支部日帰り親睦会があります。ご参加お待ちしております。

小平第1支部 厚生・親睦ボウリング大会

報告

今期で3回目となる「小平第1支部厚生・親睦ボウリング大会」、3月10日（木）に開催致しました。今回も会員各社から多数のご参加を頂き交流と親睦を深め合う賑やかなひと時でした。

参加会社数21社・参加人数67名（男性47名・女性20名）

相変わらず地区委員各社様のご理解とご協力に始まり、会員各社の各種ご協賛を頂きました結果とありがたく感謝申し上げます。

参加者も新規入会の若手会員、元気一杯の85才から可愛い6才迄、年齢層も広く各社員方も笑顔一杯でベストスコアに挑戦。

ユニークな各種賞品と手提げ袋一杯の参加賞！最後は恒例となった全員参加のジャンケン大会にて大盛り上がり！次回を約しての一本締めにて無事終了となりました。実行委員の皆様ご苦勞様でした。

記 支部長 猪上高行



2016/03/10

報告

西東京第1支部 一泊研修会を実施しました



西東京第1支部は、昨年に引き続き2月21日（日）22日（月）に房総半島の一泊研修旅行を実施しました。参加者27名。横須賀にある世界三大記念艦の一つである軍艦「三笠」を鑑覧。歴史に触れ感銘を受けました。フェリーに乗り宿泊先へ、1日目の疲れを温泉で癒し、次の日は館山のイチゴ狩り、富津酒造を見学。天候にも恵まれ一足早い春の訪れを感じながら参加者全員無事帰着しました。

記 戸塚新一

西東京第2・4支部合同 日帰り研修会を実施しました

報告

2月12日（金）西東京第2支部、第4支部合同の研修会を好天に恵まれ朝9時30分小型バスで田無を21名で出発し、小平市のブリヂストンゴムタイヤ博物館を見学、2班に分かれてBSの係の方の説明を受けました。

まず大地震に対する免震ゴムの働き、強度などを実際の揺れをモデルに使い体験、またタイヤは近年著しい発展と進化したエコタイヤはどうして開発されたか、タイヤの空気圧は何故大事か、タイヤと道路面はハガキ大の接地面しかなく安全の確保の大切さ、2050年の自動未来車のモデルなど見学しました。立川の無門庵で楽しい昼食、国営昭和記念公園、都立小金井公園を散策、田無庁舎食堂で16時30分から18時30分まで懇親会を楽しく有意義な1日を終了致しました。



報告

東久留米第2支部 日帰り研修旅行を開催しました



先日の2月17日（水）、公益社団法人東村山法人会東久留米第2支部で日帰り研修旅行に行ってきました。普段の皆の行いが良いのか、当日は大変天候に恵まれ、雲一つない快晴でした。貸し切りバスで一同仲良く小田原に向かいました。

先ずは、小田原お堀端「万葉の湯」で温泉を満喫。天気の良い日に入る露天風呂は格別で、日頃の疲れを癒しゆったりすることができました。入浴後は楽しくおしゃべりをしながら、地の魚を使った料理も美味しくいただきました。

次に、小田原城観光。耐震工事中のため残念ながら天守閣内には入れませんでしたが、梅はもちろん桜までほころび始めており、春の到来を感じることができました。

最後に、鈴廣でお買い物をして、家族へのお土産を両手いっぱい抱え、帰路につきました。

総勢17名の参加をいただき、支部メンバー間の懇親をたいへん深めることができました。今回の研修旅行を今後の支部の活動に生かしていきたいと思います。

法人会行事のご案内

平成 28 年 3 月 31 日現在

月日(曜日)	時 間	説明会・研修会・会議等	場 所	月日(曜日)	時 間	説明会・研修会・会議等	場 所
4.25 (月)	17:30	第4回 青年部会報告会	法人会館	5.23 (月)	15:00	第4回 西東京支部合同報告会	谷戸いちようホール
4.26 (火)	16:00	第1回 広報委員会	//	5.24 (火)	15:00	税 務 教 室	法人会館
4.27 (水)	16:00	第4回 女性部会報告会	//	5.25 (水)	13:30	新設法人説明会	//
5. 9 (月)	17:30	第4回 清瀬支部報告会	清瀬商工会館	5.26 (木)	15:00	事業承継税制セミナー	//
5.10 (火)	14:00	個別融資相談会	法人会館	6. 1 (水)	13:30	決算法人説明会	//
5.11 (水)	13:30	決算法人説明会	//	6. 2 (木)	8:00	第23回 厚生親睦チャリティゴルフ大会	高坂カントリークラブ
5.12 (木)	15:30	第1回 理事会	//	6. 9 (木)	14:00	第4回 通常総会	パレスホテル立川
5.13 (金)	17:00	第4回 小平支部合同報告会	ブリヂストンクラブ	//	16:00	本部研修会	//
//	16:00	第4回 東久留米支部合同報告会	東久留米商工会館	//	17:40	交 流 会	//
5.17 (火)	17:30	第4回 東村山支部合同報告会	法人会館	6.14 (火)	14:00	個別融資相談会	法人会館
5.18 (水)	13:00	労務経営相談会	//	6.15 (水)	13:00	労務経営相談会	//
5.19 (木)	10:00	ビジネスマナー研修	//	6.24 (金)	15:00	税 務 教 室	//

第4回 支部合同・部会報告会&税制研修会&交流会を開催します

税制研修会はどなたでもご参加頂けます (参加費無料)

※報告会、交流会は会員のみご参加頂けます。

支 部	日にち	報告会&税制研修会&交流会 開始時間			場 所
東村山支部	5月17日 (火)	税制研修会等 16時～	報告会 17時30分～	交流会 18時10分～	東村山法人会館 (東村山市本町1-23-6)
小平支部	5月13日 (金)	税制研修会等 16時～	報告会 17時～	交流会 18時～	ブリヂストンクラブ (小平市小川東町1-18-15)
西東京支部	5月23日 (金)	報告会 15時～	税制研修会16時10分～	交流会 17時～	谷戸いちようホール (西東京市谷戸町2-12)
東久留米支部	5月13日 (金)	報告会 16時～	税制研修会17時～	交流会 17時30分～	東久留米商工会館 (東久留米市幸町3-4-12)
清瀬支部	5月 9日 (月)	税制研修会等 16時～	報告会 17時30分～	交流会 18時10分～	清瀬商工会館 (清瀬市松山2-6-23)
青年部会	4月25日 (月)	税制研修会等 16時～	報告会 17時30分～	交流会 18時20分～	東村山法人会館 (東村山市本町1-23-6)
女性部会	4月27日 (水)	報告会 16時～	税制研修会16時30分～	交流会 17時10分～	東村山法人会館 (東村山市本町1-23-6)

問合せ 東村山法人会事務局 ☎042-394-7654

「e-Tax」なら国税に関する申告や納税、申請・届出などの手続きがインターネットで行えます。

国税電子申告・納税システム

e-Tax

電子申告で
効率UP!

納税にはダイレクト納付が便利です!

e-Taxを利用して電子申告等をした後に、届出をした預貯金口座から、簡単な操作で即時又は期日を指定して納付することができます。

※事前にダイレクト納付利用届出書の提出が必要です。
※届出書の提出から利用可能となるまで、1か月程度かかります。

e-Taxを利用して
所得税及び
復興特別所得税の
申告をすると
こんなメリットが!

添付書類の
提出省略
還付が
スピーディー



法人会は会社経営の効率化のために
e-Taxの普及を支援しています。

ご利用に際し条件、注意事項があります。
詳しくはホームページでご確認ください。

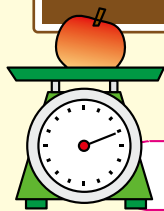
イータックス

検索

Recipe めんつゆで〜肉じゃが

Instructor

東久留米第1支部
野島 貞夫さん



つくりかた

誰でも簡単に
出来る一品です



材料
(4人分)

- 1 ジャガイモの皮を剥き2等分に切ります。
- 2 ニンジンと玉ネギも皮を剥き乱切りにします。
- 3 しらたきを洗い水気を切ります。
- 4 鍋に油を大さじ2ひき、牛肉をさっと炒めその中にしらたき・ジャガイモ・人参・玉ねぎを炒めます。
- 5 ジャガイモに油を回ってきたら、めんつゆを回しながら入れます、軽く混ぜてから被る位も水を入れて、15分位煮る
- 6 最後にサヤエンドウを入れて、鍋を揺るようにしてあじを馴染ませます。出来上がりです。
- 7 もちろん本だし・お酒・砂糖・味醂があれば、入れてもいいですが、個人的にはめんつゆを使っています。そして簡単で十分おいしいです。(ご参考に)

ジャガイモ……………小6個
ニンジン……………半分〜1本
玉ネギ……………1個
しらたき……………1袋
牛肉……………1パック
サヤエンドウがあれば、
●調味料
めんつゆ
水



あなたの撮った写真

あなたの趣味に関する記事も募集しています

募集要項

住所、氏名、連絡先電話番号をご記入のうえ下記にお送り頂くか、メールにてお送り下さい。
選考し採用された写真または投稿を掲載させていただきます。
なお、頂きました写真または投稿は本誌に掲載する目的以外では使用いたしません。

募集規定

- 写真** 2950 × 2094 ピクセル以上のデジタルデータであること。(JPG, TIFF 推奨)
- 記事(文書)** 200 ~ 400 字程度
原稿用紙でもワードでも可

応募先

東村山法人会事務局 広報担当宛て
TEL042-394-7654
〒189-0014 東村山市本町 1-23-6
e-mail info@higashimurayama-hojinkai.or.jp

募集締切

締切は各号発行月の2ヶ月前の月末までに応募ください。

- 4月号の締切は2月末まで
- 6月号の締切は4月末まで
- 8月号の締切は6月末まで
- 10月号の締切は8月末まで
- 12月号の締切は10月末まで
- 2月号の締切は12月末まで

ごあいさつ

東村山法人会そして会員の皆様におかれましては、ますます御清栄のこととお慶び申し上げます。この度は4月20日発行の法人会報より、株式会社国栄が担当することとなり厚く御礼申し上げますとともに、品質やサービスの向上に全力で努めて参る所存でございますので何卒ご愛顧を賜りますようお願い申し上げます。

株式会社 国栄
代表取締役社長 粕谷 基

公益社団法人東村山法人会報 [244号] 平成28年4月20日発行

発行：公益社団法人東村山法人会 編集：公益社団法人東村山法人会 広報委員会
〒189-0014 東京都東村山市本町 1-23-6 TEL 042-394-7654
www.tohoren.or.jp/higashimurayama/index.asp
制作：株式会社 国栄

禁無断転載